

## 室蘭市町内会・自治会活性化推進会議設置要綱

### (設置)

第1条 本市における町内会・自治会の活性化に向けた方策について、必要な事項を検討するとともに、広く関係者の意見を反映させるため、室蘭市町内会・自治会活性化推進会議（以下「会議」という。）を設置する。

### (組織)

第2条 会議は、委員25人以内をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 町会関係者
- (2) 企業関係者
- (3) まちづくり関係者
- (4) 福祉関係者
- (5) 教育関係者
- (6) 行政関係者
- (7) 市民公募
- (8) その他市長が必要と認める者

3 会議において必要があるときは、委員以外の者を出席させ、説明もしくは意見を聞くことができる。

### (任期)

第3条 委員の任期は、委嘱の日から令和5年3月31日までとする。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (座長)

第4条 会議に座長を置く。

2 座長は、委員の互選により定める。

3 会議は、座長が議事を進行する。

4 座長に事故等があるときは、あらかじめ座長の指名する委員がその職務を代行する。

### (会議の公開)

第5条 会議は、原則として公開する。

2 会議の議事録は、後日、市ホームページ上で公開する。

### (庶務)

第6条 会議の庶務は、生活環境部地域生活課において処理する。

### (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関して必要な事項は、座長が会議に諮って定める。

### 附 則

この要綱は、令和3年12月28日から施行する。